

『保証型システム監査について』

参考テキスト： （2022年9月15日発行）

（NPO法人 情報システム監査普及機構 編）
『保証型システム監査の実践
（システム監査業務のさらなる深化に向けて）』

(2024.11.1)

- SAAJ東北支部では、2023年度の研究会活動として、NPO法人 情報システム監査普及機構編の『保証型システム監査の実践（システム監査業務のさらなる深化に向けて）』を読んで、保証型システム監査についての知見を深めることにしました。
- この本を読んでわかったことや感想、思ったことをまとめました。

（枠で囲ってある部分や「※」印の部分）

本の構成

- ・はじめに
- ・第1章 システム監査の全容と保証型システム監査の位置付け
 - （1.監査とは、2.システム監査とは、3.助言型システム監査と保証型システム監査）
- ・第2章 保証型システム監査とは
 - （1.保証型システム監査の必要性、2.言明書と保証の意味、3.保証型システム監査の分類定義、4.保証型システム監査を実施するための前提条件、5.システム監査人に求められる能力と育成、6.保証型システム監査の流れ）
- ・第3章 保証型システム監査の契約まで
 - （1.事前協議フェーズ、2.依頼フェーズ、3.提案フェーズ、4.契約フェーズ）
- ・第4章 保証型システム監査の実施
 - （1.計画フェーズ、2.調査フェーズ、3.分析フェーズ、4.報告フェーズ）



今回は、第3章まで読み込みを行いました。（第4章は省略）

『はじめに』より

<システム監査>

- ・「システム監査基準」には、会計監査の監査基準を念頭に置いて、システム監査人が「保証」という業務の実施が想定されていた
- ・しかし、保証業務としてのシステム監査（保証型システム監査）は、ほとんど実施されたことがない

<実施されていない原因>

- ・「保証」に対する誤解が未だに解かれていない
- ・「保証」を意識してシステム監査を実践する機会が皆無

『はじめに』より

<このテキストの目的>

- ・誤解を完璧に取り除いて、
保証型システム監査を実践する際のノウハウを伝授する

（ここまで踏み込んで書かれたテキストはこれまで皆無であった）

<所感>

- ・本文そのものは、きわめて簡潔。詳しいという感じではない。
ただし、用語を緻密に使用するという狙いは随所に感じ取れる。

「第1章 システム監査の全容と 保証型システム監査の位置付け」の 構成

1. 監査とは
 - (1) 監査の三者関係
 - (2) 監査の必須条件
 - (3) 監査の前提
 - (4) 監査の定義
 - (5) 監査の本質
2. システム監査とは
 - (1) システム監査の目的
 - (2) システム監査の対象
 - (3) システム監査の必要性
 - (4) システム監査の効果
3. 助言型システム監査と保証型システム監査
 - (1) 助言型システム監査
 - (2) 保証型システム監査

「第1章 システム監査の全容と 保証型システム監査の位置付け」

< まとめ >

- ・「監査」および「システム監査」についての基礎知識についての解説となっている。
- ・また、「助言型システム監査」と「保証型システム監査」の違いについてまとめられている。

「第1章 システム監査の全容と 保証型システム監査の位置付け」 より

【助言型システム監査】

- ・被監査組織と監査人が合意した判断規準に基づいて、監査対象の情報システムのコントロール状況について調査を行い、問題がある事項、不十分と思われる事項を検出し、必要に応じてその検出事項に対応した改善勧告を行う監査
- ・「システム管理基準」に照らして現状のシステム開発管理の状況を評価・検証し、指摘事項とともに改善提案を行う、助言を目的としたシステム監査

「第1章 システム監査の全容と 保証型システム監査の位置付け」 より

【保証型システム監査】

- ・被監査組織の代表者から提示された言明書の内容に基づき、監査対象である情報システムのコントロール状況が、一定の判断規準により監査手続を実施した限りにおいて適切であるか否かを監査意見として表明する監査
- ・監査結果は、内部目的にも利用されるが、主に被監査組織を取り巻く利害関係者向けの外部目的に利用される
- ・「システム管理基準」に照らして情報システムのマネジメント状況を評価・検証し、もって保証を目的としたシステム監査

「第1章 システム監査の全容と 保証型システム監査の位置付け」 より

図表1-4 助言型システム監査と保証型システム監査の主な相違点

	助言型システム監査	保証型システム監査
監査目的	判断規準に照らし <u>問題点を指摘し改善を促す</u>	判断規準に照らし <u>適切であることを保証する</u>
言明書	必ず要るわけではない	必要
可監査性要求レベル	低い	高い
成熟度レベル	低～中程度で効果的	中～高程度で効果的
報告内容	改善勧告	保証意見

「第2章 保証型システム監査とは」の構成

1. 保証型システム監査の必要性
2. 言明書と保証の意味について
 - (1) 言明書とは
 - (2) 保証の意味
3. 保証型システム監査の分類定義
 - (1) 経営者主導型
 - (2) 委託者主導型
 - (3) 受託者主導型
 - (4) 社会主導型
4. 保証型システム監査を実施するための前提条件
 - (1) 保証型システム監査が可能であること
 - (2) 言明書があること
 - (3) 言明書のもととなるシステム管理基準が作成されていること
 - (4) 適切なシステム監査チームを組織化すること
5. システム監査人に求められる能力と育成
6. 保証型システム監査の流れ コラム：「基準」と「規準」

「第2章 保証型システム監査とは」

<まとめ>

- ・最初に「保証型システム監査」の必要性について記載されている。
- ・「システム監査基準（2018）」の【基準3】
「システム監査に対するニーズの把握と品質の管理」より4つのニーズを提示している。
- ・これを受け、保証型システム監査を4つに分類し、解説を行っている。
- ・最後に、保証型システム監査の流れを記載している。（第3章及び第4章で詳しく解説している。）
- ・保証型システム監査に必要な「言明書」についても記載している。（「言明書」は助言型システム監査では特に必要とされていない。）

「第2章 保証型システム監査とは」より

【必要性について】

現状

【※現状】

- ・情報システム : 社会を支えている
市民生活に深く関与する存在

しかし

【※問題点】

- ・情報システムの「信頼性」「安全性」「効率性」「有効性」について、組織体から社会に対して、説明責任が十分に果たされていない

本来は

【※理想】

- ・「公平中立の立場にある専門家（システム監査人）から保証を得ていることを社会やステークホルダーに発言する」のがあるべき姿である

「第2章 保証型システム監査とは」より

【必要性について】

会計監査の場合

(※結果の監査)

- ・会計監査報告書に監査人の保証意見が掲載されることで
ステークホルダーに説明責任をはたしてきた
(※決算書の提出が義務付けられており、決算書の内容について
公平中立の立場にある専門家からの保証を得る必要があった)
(※詳細な監査基準がある)

システム監査においても

(※結果のみの限定しにくい)

- ・監査報告書の中で保証意見を表明するのが「監査人の本来の姿」
- ・現実：「助言型」が主流
- ・理由：1980年代（システム監査が始まった頃）
 - ・社外への影響力の大きい情報システムの数が少ない
 - ・「信頼性」「安全性」「効率性」「有効性」の成熟度が低かった

(※システム運用報告が義務付けられていればいいのでは?)

(※詳細な基準がなく、報告書を作成しにくい)

「第2章 保証型システム監査とは」より

【ニーズについて】

「システム監査基準」（平成30年/2018年4月）

【基準3】「システム監査に対するニーズの把握と品質の確保」より

- ① **経営陣**が、経営者のよる言明書の範囲内で、
自組織の情報システムのマネジメントが有効に機能していることのお墨付きを得たいという
ニーズを持っている場合、「システム管理基準」に
照らして情報システムのマネジメント状況を
評価・検証し、もって保証を目的としたシステム
監査が行われる

>組織の経営者が自組織の管理状態について経営者自身が
確認をしたい（※最終的には、ステークホルダーに示したい？）

< SAAJ東北 2023年研究会活動のまとめ >

19

「第2章 保証型システム監査とは」より

【ニーズについて】

「システム監査基準」（平成30年/2018年4月）

【基準3】「システム監査に対するニーズの把握と品質の確保」より

- ② 委託先の管理レベルによって大きな損害を被る可能性があり、
その管理レベルが自社の望むレベルであるかを判断する材料と
して、第三者の評価が欲しいという システム委託者のニーズ

>業務を委託している経営者が委託先組織の管理状態について確認したい

- ③ システムを受託するにあたって、委託元が委託先の管理レベルを
重視するようになり、委託元に自社のシステム管理レベルを
判断してもらう材料として開示したという システム受託者のニーズ

>業務を受託している経営者が自組織の管理状態について委託元に示したい

< SAAJ東北 2023年研究会活動のまとめ >

20

「第2章 保証型システム監査とは」より

【ニーズについて】

「システム監査基準」（平成30年/2018年4月）

【基準3】「システム監査に対するニーズの把握と品質の確保」より

- ④ 社会的責任を負う重要インフラや多数の生命・財産に影響をおよぼす分野および行政組織など、不特定多数の利害関係者に向けて、説明責任を果たすことを担保したいという社会的責任を負う者のニーズ

> 社会に広く役務を提供している組織の長が自組織の管理状態について社会に示したい

（※利害関係者からのニーズもあるのでは？）

・・・マイナカードに係るシステムの監査も必要か？

「第2章 保証型システム監査とは」より

【ニーズについて】

※ 別の分け方として2つのパターンが考えられる。

- ① 自組織の管理状態を確認し、社外やステークホルダーに示す
- ・ 委託元への判断材料として
 - ・ 株主や関連先（取引先等）への判断材料として
 - ・ 不特定多数の利害関係者に向けて
- ② 利害関係にある組織の管理状態を確認したい
- ・ 委託先の管理状態を判断する材料として
 - ・ 株主として、関連先（取引先等）として
 - ・ 利害関係者として

「第2章 保証型システム監査とは」より

<所感>

- ・2023年に注目されたマイナンバーカードの取扱いに関するトラブルを考慮すると、マイナンバーを取扱うシステムについても「保証型システム監査」が必要と考える。
- ・そこで、保証型システム監査の分類に新たに1分類（監督者主導型）を追加してはどうかと考えた。
- ・そして、新たに追加した（監督者主導型）についても分類定義の解説を作成してみた。

「第2章 保証型システム監査とは」より

【分類定義：4分類】 ※1分類追加

図表 2-2 保証型システム監査の四分類（※追加1）

分類	依頼者	監査結果の利用目的	言明書の作成	被監査組織
経営者主導方式	経営者(CIO他)	自組織の管理レベルを評価する	自組織が考える独自のレベルでCIOが作成する	自組織
委託者主導方式	委託者	委託先の管理レベルを評価する	委託者の要求レベルで受託者が作成する	受託者
受託者主導方式	受託者	委託元へ管理レベルを報告する	委託者の要求レベル等で受託者が作成する	受託者
社会主導方式	経営者(CIO他)	取引先や社会に対して、自組織の管理レベルを表明する	一般に周知の高レベルの基準等で依頼者が作成する	自組織
※ 監督者主導型	監督者	提供元の管理レベルを評価する	ステークホルダーの要求レベルで提供者が作成する	提供者

「第2章 保証型システム監査とは」より

【分類定義：経営者主導方式】

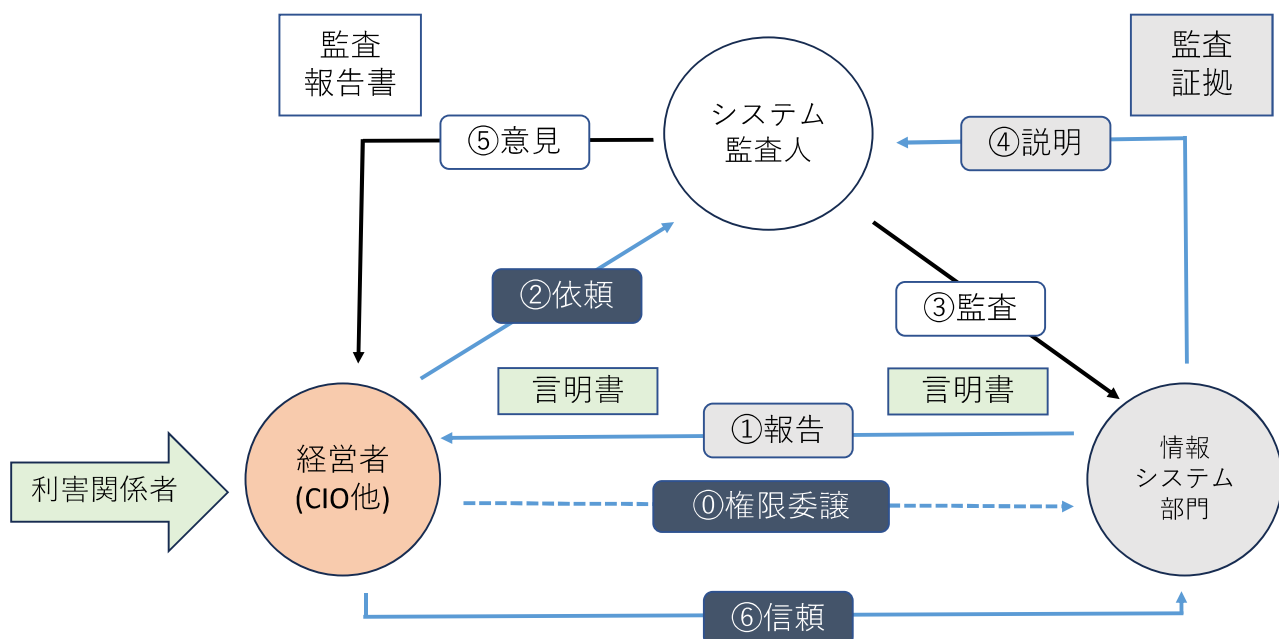
利用目的：経営者が自組織の管理レベルを評価するため

- ・ 経営者（またはCIOなど）の要求に対して、現場はどの程度対応できているかを監査する方式
- ・ 言明書の自己点検部分の評価を情報システム部門に指示し、その評価結果を基に経営者（またはCIOなど）が宣言する形式をとる
- ・ 経営者（またはCIOなど）の要求に対して、情報システム部門が管理・統制できている旨を、言明書（自己評価）という形式で報告し明確に表明することが重要
- ・ 監査報告書は、自組織に留め利用されるべき

「第2章 保証型システム監査とは」より

【分類定義：経営者主導方式】

図表2-3 経営者主導方式



「第2章 保証型システム監査とは」より

【分類定義：委託者主導方式】

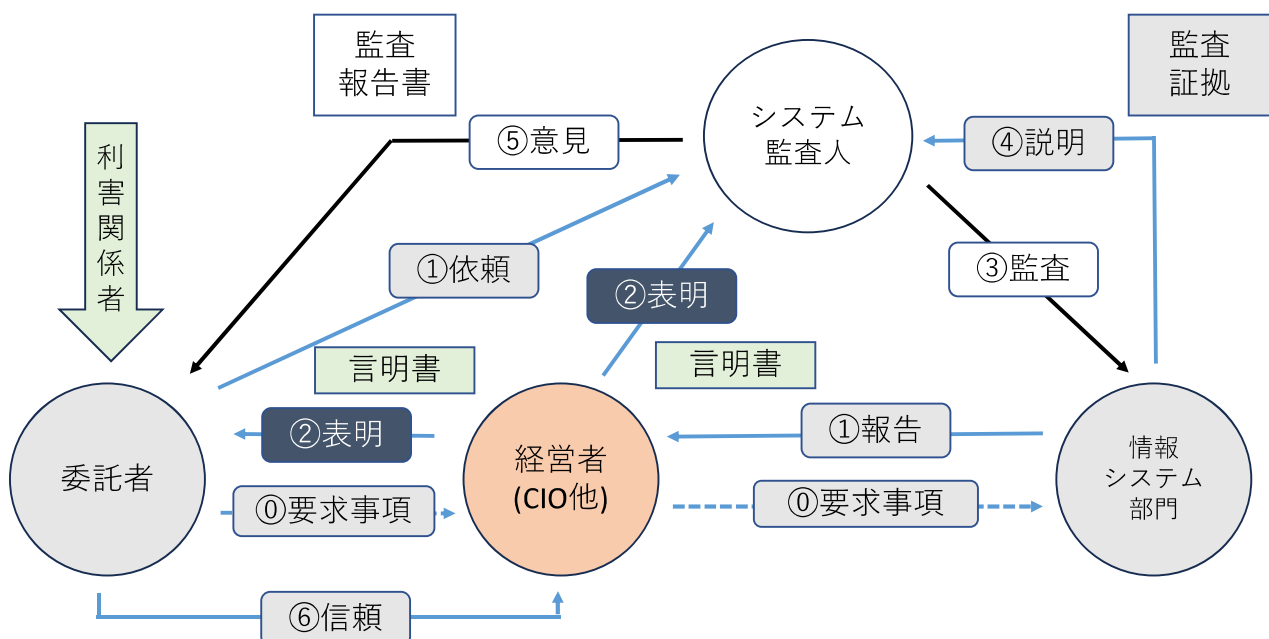
利用目的：委託先の管理レベルを評価するため

- ・ 委託者の要求に対して、
受託者がどの程度対応できているかを監査する方式
(※受託者主導方式と同じ)
- ・ 受託者は委託者の要求に対して
どのように対応しているかを言明書として表明
- ・ 監査報告書は、**委託者が利用する限定的なもの**
- ・ 受託者の可監査性が前提

「第2章 保証型システム監査とは」より

【分類定義：委託者主導方式】

- ・ 図表2-4 委託者主導方式



「第2章 保証型システム監査とは」より

【分類定義：受託者主導方式】

利用目的：委託元へ管理レベルを報告するため

- ・ 委託者の要求に対して、
受託者がどの程度対応できているかを監査する方式
(※委託者主導方式と同じ)
- ・ 監査結果をもって受託者が委託者の要求および受託業務に備えて対応できていることを表明
- ・ 委託者と合意する必要がある
- ・ 委託者から具体的な要求が出されない場合は、システム管理基準などを使い、関係者と具体的な要求に落とし込む必要がある
- ・ 監査報告書は、委託者に報告するする限定的なもの
- ・ 同じような要求レベルの複数の委託者に対して、二次利用されることも想定される

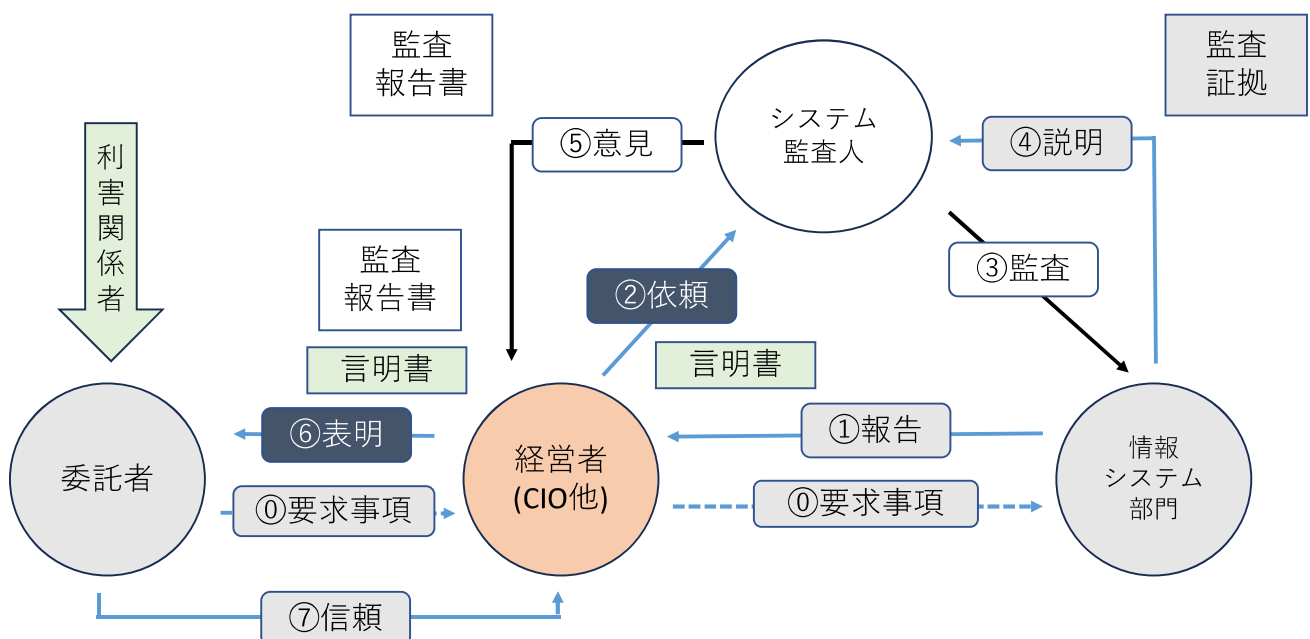
< SAAJ東北 2023年研究会活動のまとめ >

29

「第2章 保証型システム監査とは」より

【分類定義：受託者主導方式】

図表2-5 受託者主導方式



< SAAJ東北 2023年研究会活動のまとめ >

30

「第2章 保証型システム監査とは」より

【分類定義：社会主導方式】

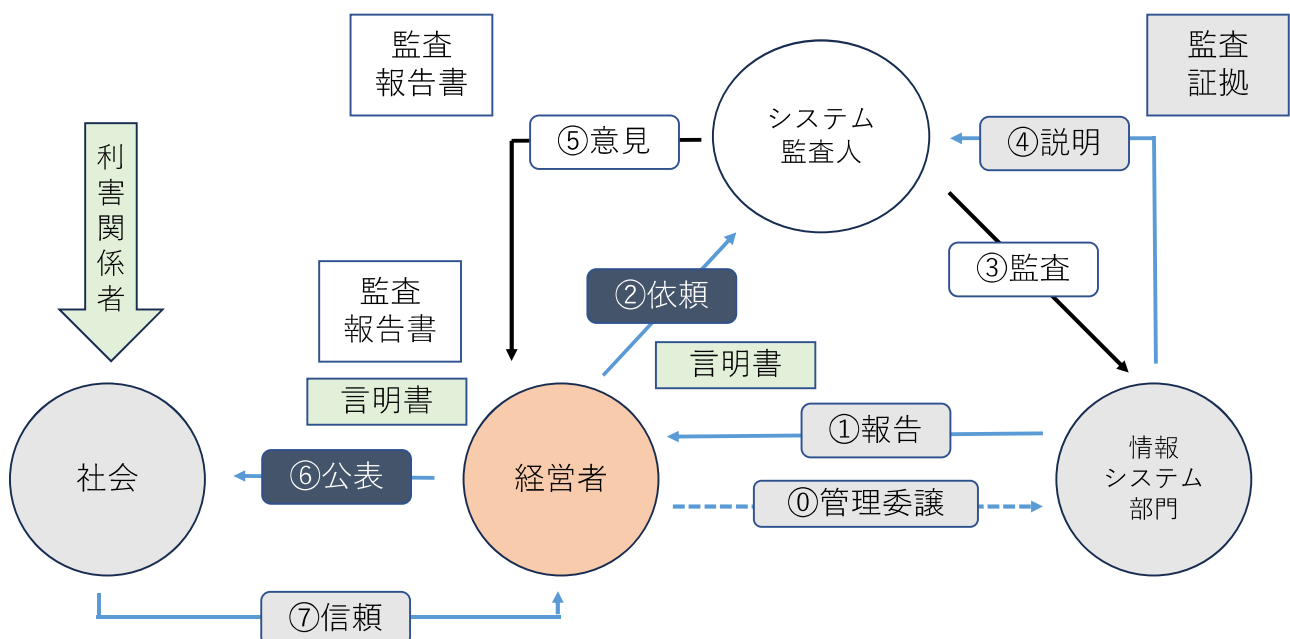
利用目的：取引先や社会に対して、自組織の管理レベルを表明するため

- ・さまざまなステークホルダーから信頼を得るために、自組織のシステム管理レベルを広く表明するため、監査依頼組織がどの程度システム管理を行えているかを監査する方式
- ・現状は、法定化された基準がないため、システム監査人が保証意見を表明するには監査リスクを考え、取引先や顧客など広く社会全般のさまざまなステークホルダーへの説明責任を果たすことができる管理レベルが必要
- ・監査報告書は、言明書とともに社会に対して、公表される

「第2章 保証型システム監査とは」より

【分類定義：社会主導方式】

図表2-6 社会主導方式



「第2章 保証型システム監査とは」より

【分類定義：監督者主導方式】 ※追加

利用目的：提供者の管理レベルを評価するため

- ・さまざまなステークホルダーからの信頼を得るために、
提供者がどの程度システム管理を行えているかを
監査する方式
 - ・利用者や関係者など広く社会全般のさまざまなステーク
ホルダーへの説明責任を果たすことができる管理レベルが
必要
 - ・監査報告書は、言明書とともに社会に対して、公表される
(監督者が公表)
- (※許認可の継続検査／立入検査と似ている?)

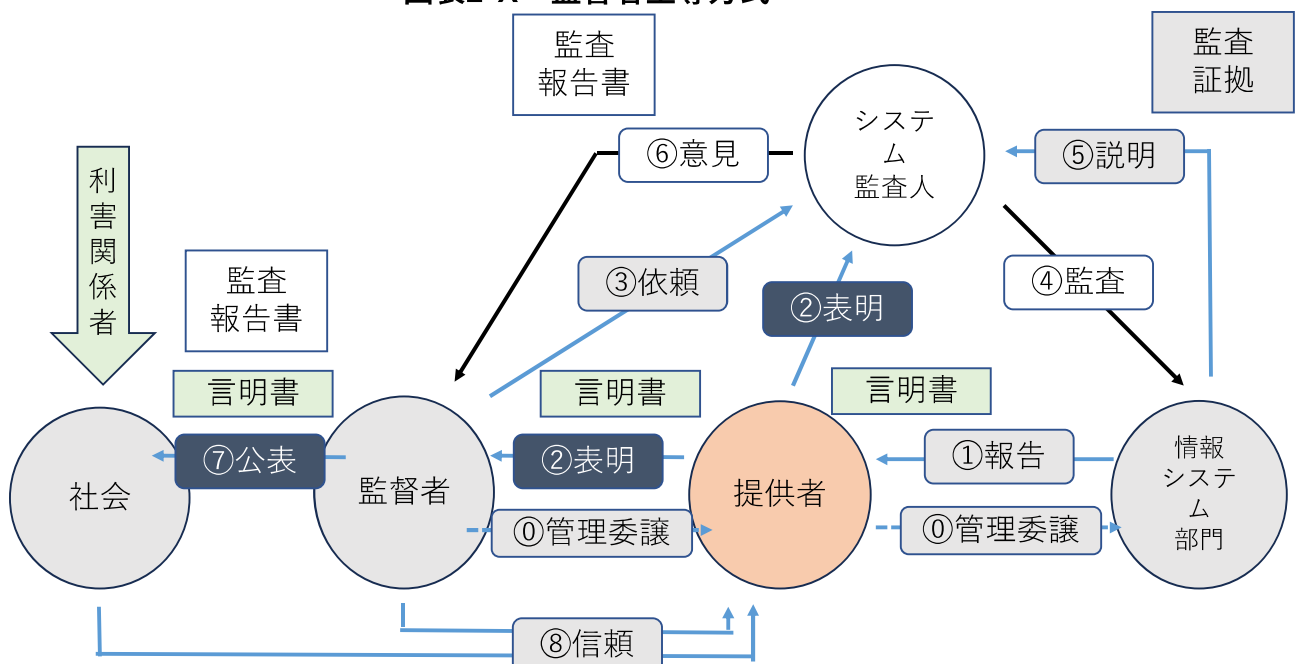
< SAAJ東北 2023年研究会活動のまとめ >

33

「第2章 保証型システム監査とは」より

【分類定義：監督者主導方式】 ※追加

図表2-X 監督者主導方式



< SAAJ東北 2023年研究会活動のまとめ >

34

「第2章 保証型システム監査とは」より

【保証型システム監査の流れ】

<第3章>

- | | | |
|-------------------------|---|-----------|
| 1) 依頼者の意向確認 | > | ①事前協議フェーズ |
| 2) 関係者へのヒアリングや文書の整備状況調査 | > | ①事前協議フェーズ |
| 3) 言明書の存在確認 | > | ①事前協議フェーズ |
| 4) 言明書の内容確認 | > | ②依頼フェーズ |
| 5) システム監査提案書作成 | > | ③提案フェーズ |
| 6) 契約書作成～契約 | > | ④契約フェーズ |

「第2章 保証型システム監査とは」より

【保証型システム監査の流れ】

<第4章>

- | | | |
|---------------------|---|---------|
| 7) 監査計画の策定と監査客体との合意 | > | ⑤計画フェーズ |
| 8) 監査証拠の収集、評価 | > | ⑥調査フェーズ |
| | > | ⑦分析フェーズ |
| 9) 監査意見の合意形成 | > | ⑧報告フェーズ |
| 10) 意見交換会 | > | ⑧報告フェーズ |
| 11) 監査報告 | > | ⑧報告フェーズ |

【監査チーム】

- ・「第2章 保証型システム監査とは
4. 保証型システム監査を実施するための前提条件
(4) 適切なシステム監査チームを組織化すること」(p.32)では、
『システム監査チームの編成にあたり、業務内容に精通しない
外部のシステム監査人のみでシステム監査体制を組むことは、
効率的・効果的なシステム監査の実施を難しくさせる。
独立性に十分留意した上で組織内部のメンバーをシステム監査人
として監査チームに参加させることは、システム監査人の
人材育成にもなる』となっている

【監査チーム】

- ・「第3章 保証型システム監査の契約まで 1. 事前協議フェーズ」の
「(1)事前インタビュー ④ 予算の確認」(p.50)では、
『「事前協議フェーズ」では、組織トップとシステム監査人とを
仲立ちし、経営者に直接進言できるキーパーソンが被監査組織内に
居ることが必須である』となっている
- ・「(4)必要情報の存在確認」(p.56)では、
『監査チームは、保証型システム監査の前提条件となる可監査性を
確認するにあたり、(※事前に)被監査組織に必要最低限の資料が
存在するかについて確認する』となっている
- ・「(5)可監査性の確認」(p.57)では、
『監査チームは、(※事前に)被監査組織の可監査性が確保されている
ことについて確認し、保証型システム監査の実施が可能であることを
合意する』となっている

【監査チーム】

※ 監査チームは、事前協議フェーズでのメンバーに、その後のフェーズで被監査組織のメンバーが追加される可能性あり

(>※チーム編成をどのタイミングでどのようにやるか)

「第3章 保証型システム監査の契約まで」の構成

1. 事前協議フェーズ
 - (1) 事前インタビュー
 - (2) 保証型システム監査の理解促進
 - (3) 言明書の理解促進
 - (4) 必要事項の存在確認
 - (5) 可監査性の確認
 2. 依頼フェーズ
 - (1) 言明書の作成
 - (2) 依頼書の作成
 3. 提案フェーズ
 - (1) 依頼内容検討
 - (2) 提案書の作成
 - (3) 提案書の提出
 4. 契約フェーズ
 - (1) 監査契約書で合意すべき項目
 - (2) システム監査人の倫理
 - (3) 機密保持に関する準備
- コラム：「システム監査契約書」

「第3章 保証型システム監査の契約まで」

<まとめ>

- ・保証型システム監査の「事前協議」から「契約」までのフェーズについて解説している
- ・前段階として「事前協議フェーズ」「依頼フェーズ」「提案フェーズ」について解説している
 - (※「事前協議フェーズ」でのポイントは可監査性の確認、
「提案フェーズ」でのポイントは監査の可否)
- ・依頼フェーズでは、言明書の作成について、保証型システム監査の4つの分類毎に解説している
 - (※1分類を追加)
- ・言明書について例を挙げて詳しく解説している
- ・後段階として「契約」について解説している
 - (機密保持契約／覚書についても記載している)

「第3章 保証型システム監査の契約まで 2. 依頼フェーズ (1) 言明書の作成」 より

① 経営者主導方式

【システム監査の依頼者】

- ・経営者

【システム監査の目的】（※確認用）

- ・自組織のIT統制状況について、
情報システムの責任者からの報告が
信頼できるものであるか確認するため

【言明書の作成主体】（※統制内容と自己評価）

- ・情報システムの責任者（>※経営者？）

※【宣言先】

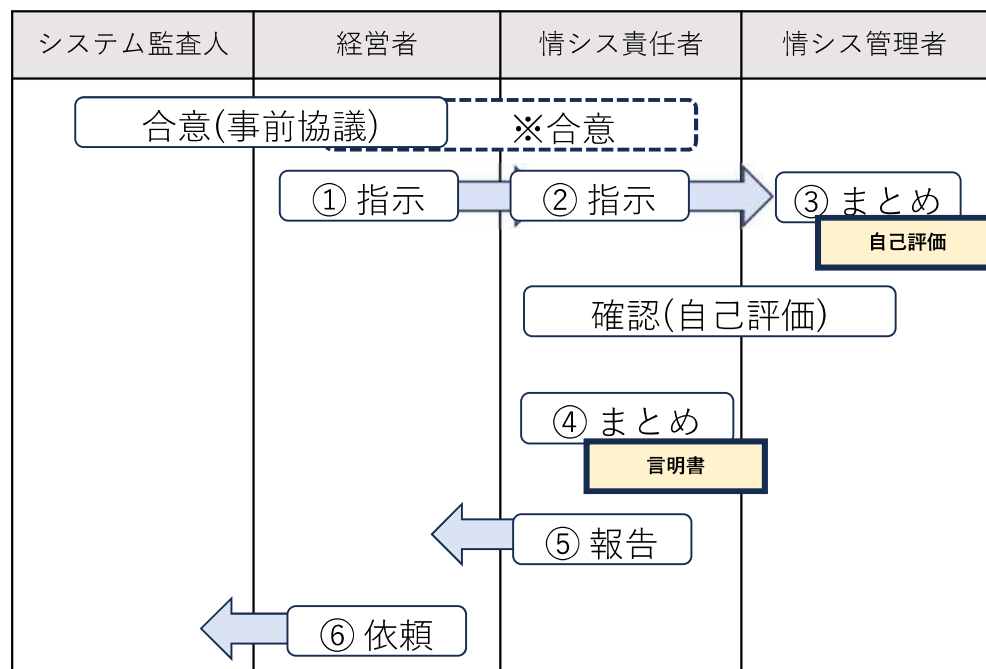
- ・システム監査人

図表3-3 経営者主導方式における言明書の作成手順

STEP 1	経営者は、事前協議フェーズで監査人と合意した内容にもとづき、監査テーマに沿った言明書の作成を、情報システムの責任者(CIO等)に指示する
STEP 2	情報システムの責任者(CIO等)は、経営者の指示内容にもとづき、情報システムの管理者(担当者)に、現状のIT統制状況について、取りまとめを指示する
STEP 3	情報システムの管理者(担当者)は、言明書の様式に従い、監査テーマに沿った、想定されるリスク、統制目標、具体的な管理策、裏付けとなる証拠資料、運用状況に応じた達成度と自己評価を取りまとめる
STEP 4	情報システムの責任者(CIO等)は、取りまとめられた統制内容について情報システムの管理者(担当者)と確認し、全体としての自己評価を宣言文としてまとめる
STEP 5	情報システムの責任者(CIO等)は、作成された言明書を、経営者に提出し報告する
STEP 6	経営者は、言明書をもとに保証型システム監査をシステム監査人に依頼する

「第3章 保証型システム監査の契約まで 2. 依頼フェーズ (1) 言明書の作成」 より

① 経営者主導方式



< SAAJ東北 2023年研究会活動のまとめ >

45

「第3章 保証型システム監査の契約まで 2. 依頼フェーズ (1) 言明書の作成」 より

※ 言明書は、経営者名で宣言するもので、作成にあたっての最終責任者は経営者となるはずであり、まとめは経営者が行うものとなる
したがって、作成手順およびフロー図は次頁のようになるとされる

「第3章 保証型システム監査の契約まで 2. 依頼フェーズ (1) 言明書の作成」 より

① 経営者主導方式 (※変更案)

【システム監査の依頼者】

- ・経営者

【システム監査の目的】 (※確認用)

- ・自組織のIT統制状況について、
情報システムの責任者からの報告が
信頼できるものであるか確認するため

【言明書の作成主体】 (※統制内容と自己評価)

- ・経営者

※【宣言先】

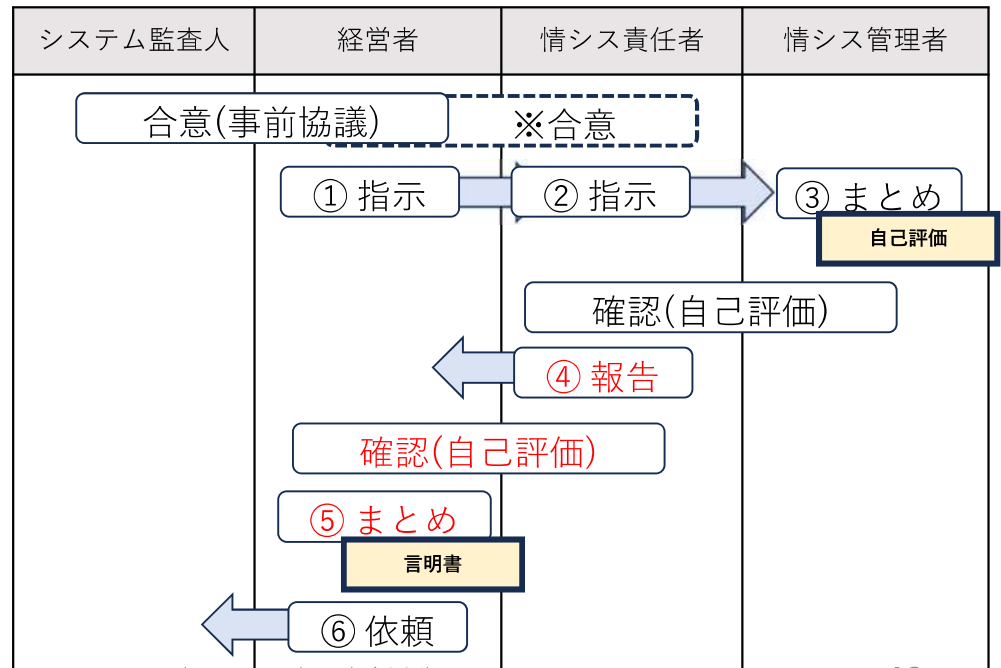
- ・システム監査人

図表3-3 経営者主導方式における言明書の作成手順 (※変更案)

STEP 1	経営者は、事前協議フェーズで監査人と合意した内容にもとづき、監査テーマに沿った言明書の作成を、情報システムの責任者(CIO等)に指示する
STEP 2	情報システムの責任者(CIO等)は、経営者の指示内容にもとづき、情報システムの管理者(担当者)に、現状のIT統制状況について、取りまとめを指示する
STEP 3	情報システムの管理者(担当者)は、言明書の様式に従い、監査テーマに沿った、想定されるリスク、統制目標、具体的な管理策、裏付けとなる証拠資料、運用状況に応じた達成度と自己評価を取りまとめる
STEP 4	情報システムの責任者(CIO等)は、取りまとめられた統制内容について情報システムの管理者(担当者)と確認し、 <u>経営者に報告する</u>
STEP 5	<u>経営者は、取りまとめられた統制内容について情報システムの責任者(CIO等)と確認し、全体としての自己評価を宣言文としてまとめる</u>
STEP 6	経営者は、言明書をもとに保証型システム監査をシステム監査人に依頼する

「第3章 保証型システム監査の契約まで 2. 依頼フェーズ (1) 言明書の作成」 より

① 経営者主導方式 (※変更案)



< SAAJ東北 2023年研究会活動のまとめ >

49

「第3章 保証型システム監査の契約まで 2. 依頼フェーズ (1) 言明書の作成」 より

② 委託者主導方式

【システム監査の依頼者】

- ・委託者（委託責任者、経営者）

【システム監査の目的】（※確認用）

- ・受託者（委託先）組織のIT統制状況について、
受託者（委託先）情報システムの責任者からの報告が
信頼できるものであるか確認するため

【言明書の作成主体】（※統制内容と自己評価）

- ・受託者（委託先）情報システムの責任者（>※経営者？）

※【宣言先】

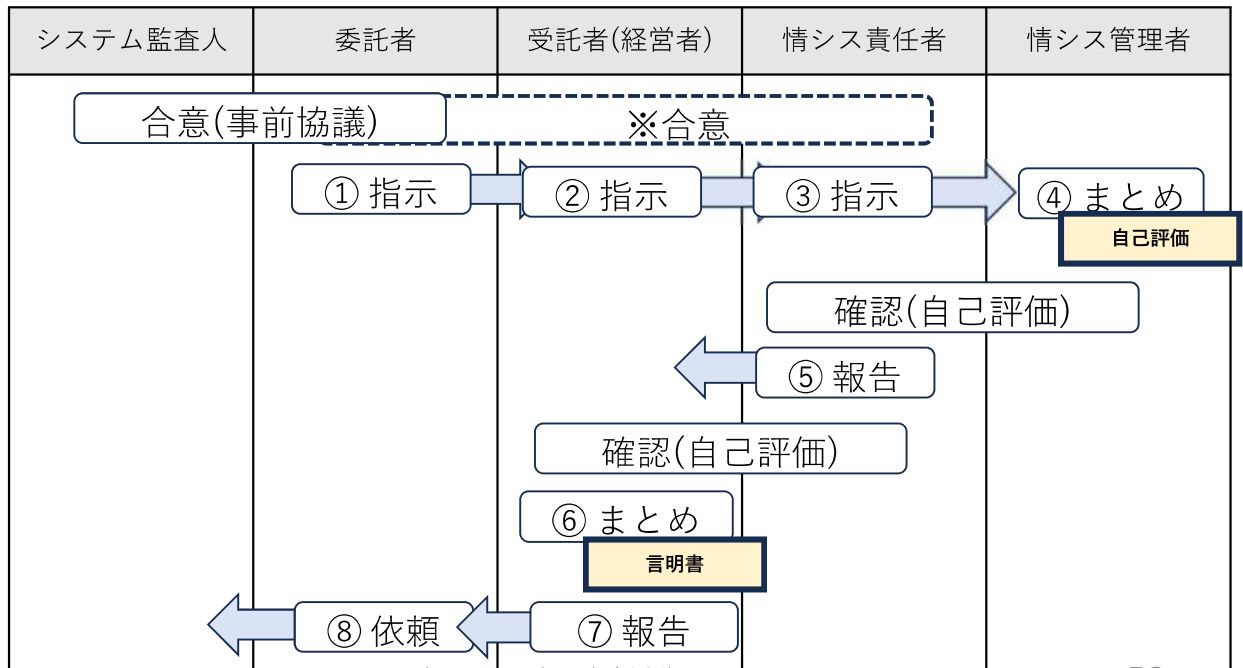
- ・委託者（委託元）・・・（=>システム監査人）

図表3-5 委託者主導方式における言明書の作成手順

STEP 1	委託者は、事前協議フェーズで監査人と合意した内容にもとづき、監査テーマに沿った言明書の作成を、受託者の経営者に指示する
STEP 2	受託者の経営者は、委託者の指示内容にもとづき、自社の情報システムの責任者(CIO等)に、現状のIT統制状況について、取りまとめを指示する
STEP 3	受託者の情報システムの責任者(CIO等)は、情報システムの管理者(担当者)に、現状のIT統制状況について、取りまとめを指示する
STEP 4	情報システムの管理者(担当者)は、言明書の様式に従い、監査テーマに沿った、想定されるリスク、統制目標、具体的な管理策、裏付けとなる証拠資料、運用状況に応じた達成度と自己評価を取りまとめる
STEP 5	受託者の情報システムの責任者(CIO等)は、取りまとめられた統制内容について情報システムの管理者(担当者)と確認し、受託者の経営者に報告する
STEP 6	受託者の経営者は、取りまとめられた統制内容について情報システムの責任者(CIO等)と確認し、全体としての自己評価を宣言文としてまとめる
STEP 7	受託者の経営者は、作成された言明書を、委託者に提出し報告する
STEP 8	委託者は、言明書をもとに保証型システム監査をシステム監査人に依頼する

「第3章 保証型システム監査の契約まで 2. 依頼フェーズ (1) 言明書の作成」 より

② 委託者主導方式



< SAAJ東北 2023年研究会活動のまとめ >

53

「第3章 保証型システム監査の契約まで 2. 依頼フェーズ (1) 言明書の作成」 より

③ 受託者主導方式

【システム監査の依頼者】

- ・受託者の経営者

【システム監査の目的】（※報告用／公開用）

- ・業務を受託するにあたって、自社（受託者）のIT統制状況が、委託者の要求レベルを満たしているかを確認するため

【言明書の作成主体】（※統制内容と自己評価）

- ・受託者（情報システムの責任者）（> ※経営者？）

※【宣言先】

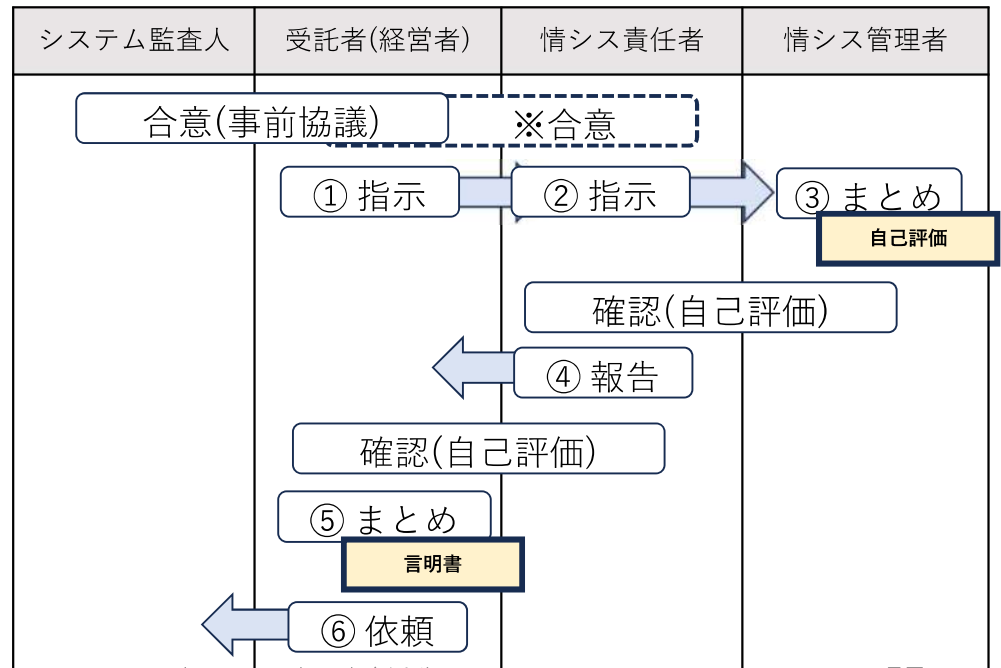
- ・システム監査人

図表3-7 受託者主導方式における言明書の作成手順

STEP 1	受託者の経営者は、事前協議フェーズで監査人と合意した内容にもとづき、監査テーマに沿った言明書の作成を、自社の情報システムの責任者(CIO等)に指示する
STEP 2	受託者の情報システムの責任者(CIO等)は、情報システムの管理者(担当者)に、現状のIT統制状況について、取りまとめを指示する
STEP 3	情報システムの管理者(担当者)は、言明書の様式に従い、監査テーマに沿った、想定されるリスク、統制目標、具体的な管理策、裏付けとなる証拠資料、運用状況に応じた達成度と自己評価を取りまとめる
STEP 4	受託者の情報システムの責任者(CIO等)は、取りまとめられた統制内容について情報システムの管理者(担当者)と確認し、受託者の経営者に報告する
STEP 5	受託者の経営者は、取りまとめられた統制内容について情報システムの責任者(CIO等)と確認し、全体としての自己評価を宣言文としてまとめる
STEP 6	受託者の経営者は、言明書をもとに保証型システム監査をシステム監査人に依頼する

「第3章 保証型システム監査の契約まで 2. 依頼フェーズ (1) 言明書の作成」 より

③ 受託者主導方式



< SAAJ東北 2023年研究会活動のまとめ >

57

「第3章 保証型システム監査の契約まで 2. 依頼フェーズ (1) 言明書の作成」 より

④ 社会主導方式

【システム監査の依頼者】

- ・経営者

【システム監査の目的】（※公開用）

- ・自組織のIT統制状況について、
不特定多数の利害関係者への説明責任を果たせる
レベルのものであるか確認するため

【言明書の作成主体】（※統制内容と自己評価）

- ・情報システムの責任者（>※経営者？）

※【宣言先】

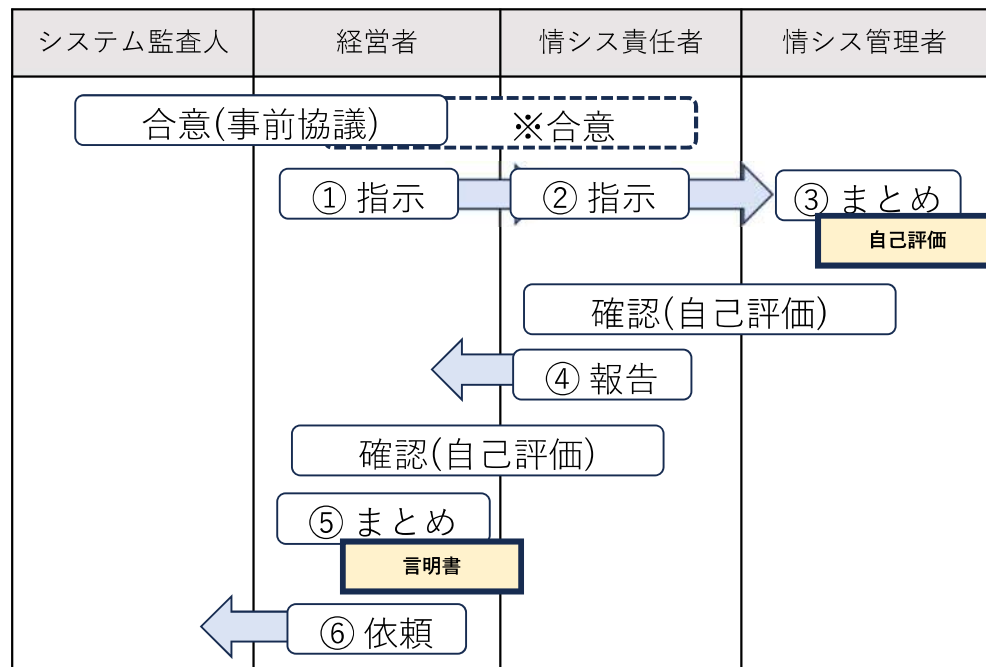
- ・システム監査人

図表3-9 社会主導方式における言明書の作成手順

STEP 1	経営者は、事前協議フェーズで監査人と合意した内容にもとづき、監査テーマに沿った言明書の作成を、情報システムの責任者(CIO等)に指示する
STEP 2	情報システムの責任者(CIO等)は、情報システムの管理者(担当者)に、現状のIT統制状況について、取りまとめを指示する
STEP 3	情報システムの管理者(担当者)は、言明書の様式に従い、監査テーマに沿った、想定されるリスク、統制目標、具体的な管理策、裏付けとなる証拠資料、運用状況に応じた達成度と自己評価を取りまとめる
STEP 4	情報システムの責任者(CIO等)は、取りまとめられた統制内容について情報システムの管理者(担当者)と確認し、経営者に報告する
STEP 5	経営者は、取りまとめられた統制内容について情報システムの責任者(CIO等)と確認し、全体としての自己評価を宣言文としてまとめる
STEP 6	経営者は、言明書をもとに保証型システム監査をシステム監査人に依頼する

「第3章 保証型システム監査の契約まで 2. 依頼フェーズ (1) 言明書の作成」 より

④ 社会主導方式



< SAAJ東北 2023年研究会活動のまとめ >

61

「第3章 保証型システム監査の契約まで 2. 依頼フェーズ (1) 言明書の作成」 より

⑤ 監督者主導方式 (※)

【システム監査の依頼者】

- ・監督者

【システム監査の目的】 (※確認用／公開用)

- ・提供者組織のIT統制状況について、
不特定多数の利害関係者への説明責任を果たせる
レベルのものであるか確認するため

【言明書の作成主体】 (※統制内容と自己評価)

- ・提供者 (情報システムの責任者) (> ※経営者?)

※【宣言先】

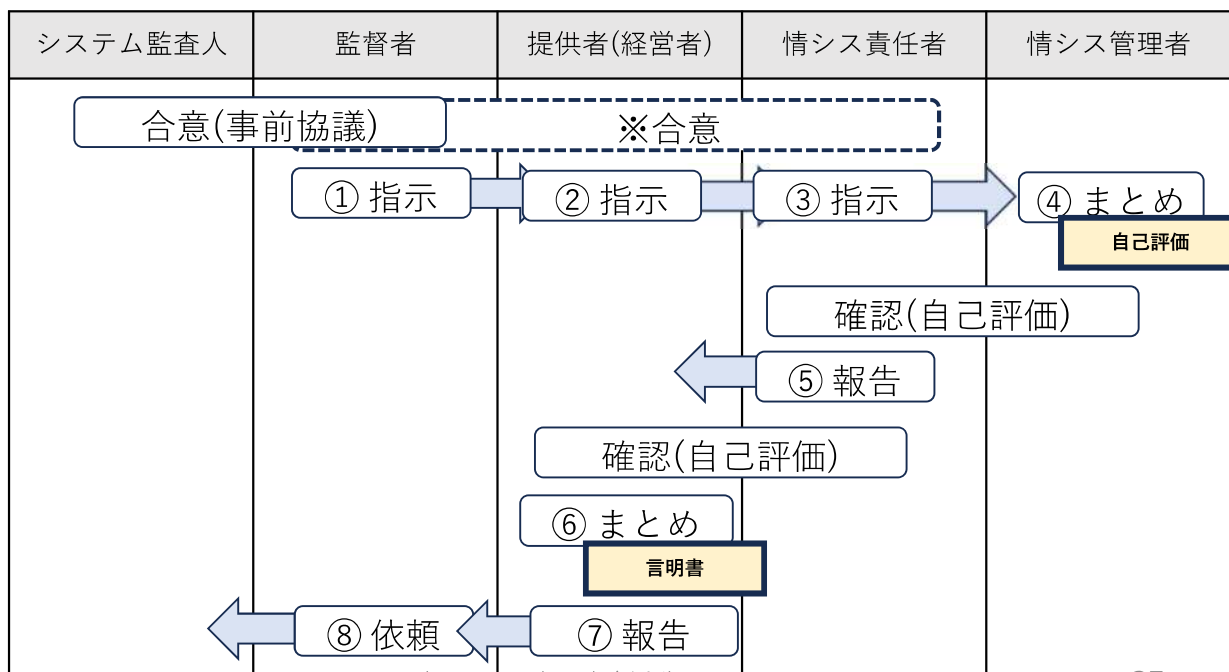
- ・監督者・・・ (= > システム監査人)

図表3-X 監督者主導方式における言明書の作成手順 (※)

STEP 1	監督者は、事前協議フェーズで監査人と合意した内容にもとづき、監査テーマに沿った言明書の作成を、提供元の経営者に指示する
STEP 2	提供者の経営者は、監督者の指示内容にもとづき、自社の情報システムの責任者(CIO等)に、現状のIT統制状況について、取りまとめを指示する
STEP 3	提供者の情報システムの責任者(CIO等)は、情報システムの管理者(担当者)に、現状のIT統制状況について、取りまとめを指示する
STEP 4	情報システムの管理者(担当者)は、言明書の様式に従い、監査テーマに沿った、想定されるリスク、統制目標、具体的な管理策、裏付けとなる証拠資料、運用状況に応じた達成度と自己評価を取りまとめる
STEP 5	提供者の情報システムの責任者(CIO等)は、取りまとめられた統制内容について情報システムの管理者(担当者)と確認し、提供元の経営者に報告する
STEP 6	提供者の経営者は、取りまとめられた統制内容について提供元の情報システムの責任者(CIO等)と確認し、全体としての自己評価を宣言文としてまとめる
STEP 7	提供者の経営者は、作成された言明書を、監督者に提出し報告する
STEP 8	監督者は、言明書をもとに保証型システム監査をシステム監査人に依頼する

「第3章 保証型システム監査の契約まで 2. 依頼フェーズ (1) 言明書の作成」 より

⑤ 監督者主導方式 (※)



< SAAJ東北 2023年研究会活動のまとめ >

65

「第3章 保証型システム監査の契約まで」

より

① 経営者主導方式の参加者

フェーズ	システム 監査人		経営者	情シス 責任者	情シス 管理者
1. 事前協議	○		○	※	
2. 依頼	○		○	○	○
3. 提案	○		○	※	
4. 契約	○		○		

② 委託者主導方式の参加者

フェーズ	システム 監査人	委託者	受託者 (経営者)	情シス 責任者	情シス 管理者
1. 事前協議	○	○	○	※	
2. 依頼	○	○	○	○	○
3. 提案	○	○	○	※	
4. 契約	○	○	※		

< SAAJ東北 2023年研究会活動のまとめ >

67

「第3章 保証型システム監査の契約まで」

より

③ 受託者主導方式の参加者

フェーズ	システム 監査人		受託者 (経営者)	情シス 責任者	情シス 管理者
1. 事前協議	○		○	※	
2. 依頼	○		○	○	○
3. 提案	○		○	※	
4. 契約	○		○		

④ 社会主導方式の参加者

フェーズ	システム 監査人		経営者	情シス 責任者	情シス 管理者
1. 事前協議	○		○	※	
2. 依頼	○		○	○	○
3. 提案	○		○	※	
4. 契約	○		○		

< SAAJ東北 2023年研究会活動のまとめ >

68

「第3章 保証型システム監査の契約まで」

より

<※ 監査報告書について>

- ・「第3章 保証型システム監査の契約まで
4. 契約フェーズ
(1) 監査契約書で合意すべき項目 ⑦ 権利の帰属」(p.76)では、
「監査報告書の著作権の取扱いについて合意する

監査報告書は必ずしも公開することを前提としないことがある

監査結果および監査方法について、その権利の帰属と取扱いについて定めておく必要がある」となっている

「第3章 保証型システム監査の契約まで」

より

<※ 監査報告書について>

- ・「第3章 保証型システム監査の契約まで
4. 契約フェーズ
(1) 監査契約書で合意すべき項目
図表 3-13 監査契約（例）第7条 権利の帰属」(p.78)では、

「1）監査業務の実施に伴い乙（受託者：監査人）から
甲（委託者）に提供された報告書等に関する著作権その他の
無体財産権は、乙は甲に譲渡する
2）但し、甲は前項の報告書等を第三者に提供し又は公表する
ときは、事前に乙の承諾を得るものとする
3）乙は、当該報告書等の作成のために利用した乙自身の
アイデア、ノウハウおよびコンセプトに基づき、同種の
業務を実施することができる」となっている

「第3章 保証型システム監査の契約まで」

より

<※ 監査報告書について>

- ・保証型システム監査における「監査報告書」は、保証書の一種とみなすことができ、一般的な証書と同じ扱いが必要と思われる。
(家電の保証書や住民票、戸籍謄本／抄本と同じ)
(複製／コピー／COPYは証明書としての効力は有しない)
- ・したがって、「監査報告書」の著作権は監査人が有し、依頼者に(有料で)提供することが妥当と思われる
- ・利用者に著作権を譲渡した場合、監査人の意図に反した改訂が行われ公開される可能性が考えられる
(契約例では、改訂したものの承諾については記載されていない)
- ・利用者(依頼者)は、複製(コピー)を作成した際には、「複製／コピー／COPY」等の表示をする必要がある
- ・監査人は、監査報告書の発行管理を行う必要がある

「第4章 保証型システム監査の実施」の構成

(参考資料)

1. 計画フェーズ
 - (1) 監査計画の策定と合意
 - (2) 監査手続きと監査手順書の作成
 - (3) 監査計画の見直し
2. 調査フェーズ
 - (1) 情報収集
 - (2) 現地調査
 - (3) 調書作成
3. 分析フェーズ
 - (1) 監査資料の整理／検出事項の抽出・個別評価
 - (2) 検出事項の整理
 - (3) 監査意見の形成コラム：「K」法
4. 報告フェーズ
 - (1) 監査報告書草案の作成
 - (2) 被監査組織と意見交換会
 - (3) 監査報告書の最終版の作成
 - (4) 監査報告会の開催

以 上

本資料は、以下のサイトよりダウンロードできます。

<https://www.saa-j.or.jp/shibu/touhoku/touhoku.html>

